

令和2年4月9日

生徒・保護者 様

三重県立津商業高等学校長

### 学校の教育活動の再開について（協力依頼）

令和2年3月24日付け文部科学省通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」があり、教育活動の再開に向けて準備を進めていたところではあります。鈴鹿市で開催されたスポーツイベントで新型コロナウイルスへの感染者が出たことから、県教育委員会は、4月3日、三重郡、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市に所在する県立学校を4月4日（土）から4月12日（日）までの間、学校の教育活動の再開を延期とするという措置を講じました。

学校の教育活動の再開については、4月13日以降とするということから、本校におきましても、4月13日より、下記のこと十分に留意し、教育活動を再開いたしますので、保護者のみなさまのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 感染症対策について

##### (1) 感染症対策の実施（ご家庭でお願いしたいこと）

##### 1) 感染源を絶つこと

家庭において、毎朝の検温及び風邪症状の確認をし、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させてください。

##### 2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット（マスクの着用、タオル・ハンカチ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）を徹底してください。

マスク着用などの咳エチケットは、自身への感染防止はいうまでもなく、他者への感染拡大を防ぐためにもお願いします。

##### 3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

##### 4) 不要不急の外出を自粛すること

3つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避ける。

また、7府県に「緊急事態宣言」が出されたことから、当該の7府県はいうまでもなく、愛知県、京都府、北海道への移動自粛もお願いします（知事アピールより）。

(2) 集団感染のリスクへの対応（学校での対応）

校内では、感染拡大のリスクを高める3つの「密」が同時に重なることを徹底的に回避するため、以下のような対応を行います。

1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施します。

2) 近距離での会話や発声等の際の飛沫の飛散防止

教室内では、人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの装着やハンカチ等で口を覆うなどするよう指導します(マスクあるいは大きめのハンカチやタオル等を持参させてください)。

3) 手洗いの徹底

各授業の開始前や昼食前には手洗いを徹底するよう指導します。

4) 生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチなど）の消毒

5) 時間差での登下校

電車やバスを利用している人は、混雑状況に応じて、可能な範囲で通常より早めに、時間差で登校をしてください。（特に通学時間が短い人は、率先実行してください。）また、車内での会話も控えるようにしてください。

自転車で通学している人は、安全に留意しつつ、できるだけ分散して登校するようにしてください。

2 出席停止等の扱いについて

発熱等の風邪の症状がみられ自宅で休養する場合や、感染予防のため登校を見合わせる場合も、「出席停止」とします。その場合、本校のウェブページに掲載している所定の用紙を提出してください。

3 部活動について

引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期す必要があることから、当面の間は「活動は、自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会は実施しない」などとした県の通知により実施することとします。

4 その他

本人の基礎疾患、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変等、今後不安のある方は個別に担任を通じてご相談ください。